

日本クマネットワーク改選規約

平成13年12月9日承認
平成20年10月31日二次改訂
平成23年10月1日三次改訂

第1条 (目的)

この規則は日本クマネットワーク規約（以下JBN規約）第三章に定める役員を公正に選出することを目的として定めるものである。

第2条 (選挙)

1. 選挙により代表1名、監査役2名を選出する。
2. 選挙の実施要領は本規約に従い選挙管理委員会が定める。

第3条 (選挙管理委員会)

1. 選挙を行うために3名（うち1名を委員長とする）からなる選挙管理委員会を設置する。
2. 選挙管理委員会（委員長および委員）は、正会員のなかから代表が任命する。
3. 選挙管理委員会が欠員の場合は事務局がその任を代行する。

第4条 (選挙管理委員会の事務)

選挙管理委員会は以下の事務を行う。

1. 選挙の公示
2. 被選挙資格者および選挙資格者名簿の確認
3. 投票および開票
4. 選挙結果の報告

第5条 (選挙の実施時期および公示)

1. 選挙は原則として代表の改選年に開かれる総会の前の30日を越え、60日を越えない時期に実施する。
2. 選挙管理委員会は選挙の実施要領を選挙の10日前までに会員に公示する。

第6条 (被選挙資格者)

1. 代表選挙については、全ての会員に被選挙者資格がある。ただし、連続2期を経た直後の代表を除く。
代表候補者は選挙実施要領公示後に自薦または他薦により選挙委員会に届け出る。
2. 代表選挙の候補者は、選挙委員会に所信表明文書を提出する。
3. 選挙委員会は所信表明文書を投票用紙に同封し、選挙資格者に発送する。
4. 監査役選挙については、全ての会員に被選挙者資格がある。ただし、連続2期を経た直後の代表、監査を除く。

第7条 (選挙資格者)

1. 全ての会員は本選挙の選挙資格者となる。

第8条（選挙方法）

1. 選挙は無記名による秘密投票とする。
2. 投票用紙は選挙管理委員会から郵送により会員に発送する。
3. 選挙は会員による投票用紙の郵送により実施する。
4. 投票期間は会員への投票用紙の発送後で選挙管理委員会が指定する日から開始し、その後14日以内（郵便局による消印有効）とする。
5. 正当な理由なくして選挙期間外に回収された投票用紙は無効とする。
6. 海外居住者など特殊事情にあり、通常の投票を行うことのできない選挙資格者はあらかじめ選挙管理委員会にその旨を申し立て許可を得ることで電子メールによる投票を行うことができる。
7. 投票用紙は様式1に従って作成する。
8. JBN会員総数の5分の1以上の投票による選挙を有効票数とする。投票数が5分の1未満の場合は投票そのものを無効とし、役員の協議により改選（または役員の再選）を行うものとする。
9. 白紙投票は選考を事務局に委任したものとみなし、有効票数に含める。

第9条（選出方法）

1. 代表は選挙による最多得票者が選出される。
2. 監査役は選挙による上位2名の得票者が選出される。
3. 同一人が代表と監査役に同時に選出された場合は代表として選出し、監査役としての得票は無効として次点者を監査役として選出する。
4. 代表選挙に関して最多得票者が複数にわたる時は改選前の役員を選挙資格者とする決戦投票（電子メール等による投票も可とする）により代表を選出する。
5. 監査役に関して第一位および第二位の得票者が2名をこえる場合は、改選前の役員を選挙資格者とする決戦投票票（電子メール等による投票も可とする）により2名を選出する。
6. 代表・監査役を除く役員は代表が指名し、総会で会員の承認を得るものとする（JBN規約第10条参照）。

第9条（選挙における不正行為）

1. 選挙資格者および被選挙資格者に選挙の公正さを著しく欠く行為が明らかになった場合、選挙管理委員会は選挙の無効を総会に諮ることができる。

第10条（規約の変更）

1. 本規約は総会の議決により変更しうる。